廿日市市社会福祉協議会臨時職員募集要領(令和7年度)

業務内容	一般事務の補助
勤務時間	原則として、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間で勤務を必
	要とする時間(週 20 時間以内)
賃 金	1時間 1,025円(健康保険・厚生年金なし、雇用保険あり)
	※時間単価は変動することがあります。
交 通 費	交通費は通勤距離が片道 2 km以上の場合、臨時職員任用規程の
	定めにより支給されます。
年次有給休暇	雇用期間、週の勤務日数に応じ、臨時職員任用規程の定めによ
	り付与されます。
資格	廿日市市内在住者
	登録した人の中から必要に応じて雇用します。業務内容や必要
採用方法	の度合いにより、雇用期間や勤務時間帯などの条件は異なりま
(登 録 制)	す。
	なお、登録しても必ず雇用されるとは限りません。
登録有効期間	令和7年4月1日(火曜日)から令和8年3月31日(火曜日)
	まで
受 付 期 間	随時
登 録 方 法	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局及び各事務所にある申
	込書(任用履歴書)に必要事項を記入し、写真 1 枚を貼り付け
	て提出してください。
提出先	(郵送、直接提出の場合)
	〒738-8512 廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号
	廿日市市社会福祉協議会 総務課
	(直接提出の場合)
	廿日市市社会福祉協議会 各事務所
- BB	サロオオな人方が投送人
問合せ	廿日市市社会福祉協議会 総務課 電話:0829-20-0294